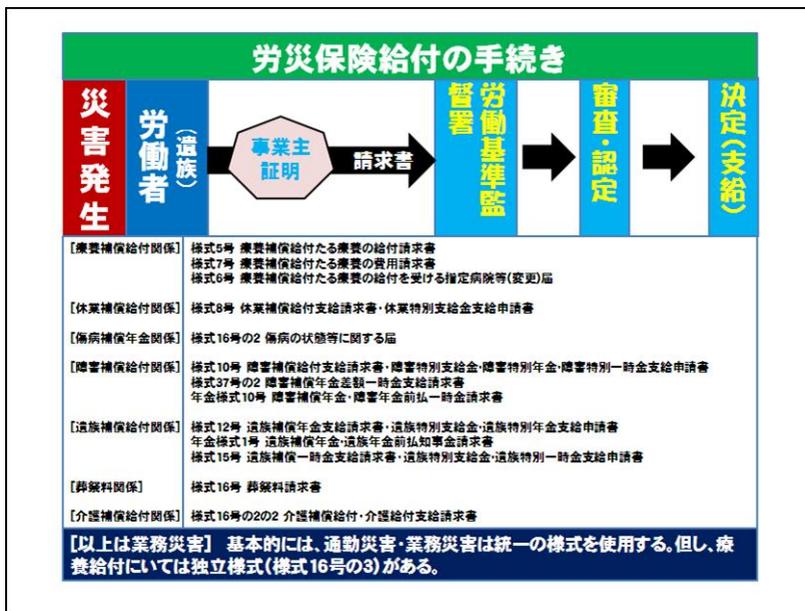


10-7 労災保険給付の手続き



保険給付の手続

保険給付は、被災労働者またはその遺族の請求によりはじめて手続が開始される。請求後の支給・不支給の決定は労働基準監督署長が職権により行なう。被災労働者またはその遺族は、この支給決定がなされてはじめて具体的な保険給付の支払請求権を取得する。

決定に不服のある者は、労災保険審査官に対し審査請求を、さらにその決定に不服のある者は労働保険審査会に再審査の請求をすることができる。

この審査会の裁決を経た後、はじめて行政処分取消訴訟の提起が可能となる。ただし、再審査請求後3ヶ月を経ても裁決がないとき等においては、この限りでない。

時効

労災給付の請求権は、2年又は5年で時効となる(労災法42条)。

[2年時効の請求権] 療養補償給付、休業補償給付、介護補償給付、葬祭料

[5年時効の請求権] 障害補償給付、遺族補償給付